

条例環境影響評価準備書等に関する公聴会開催のお知らせ

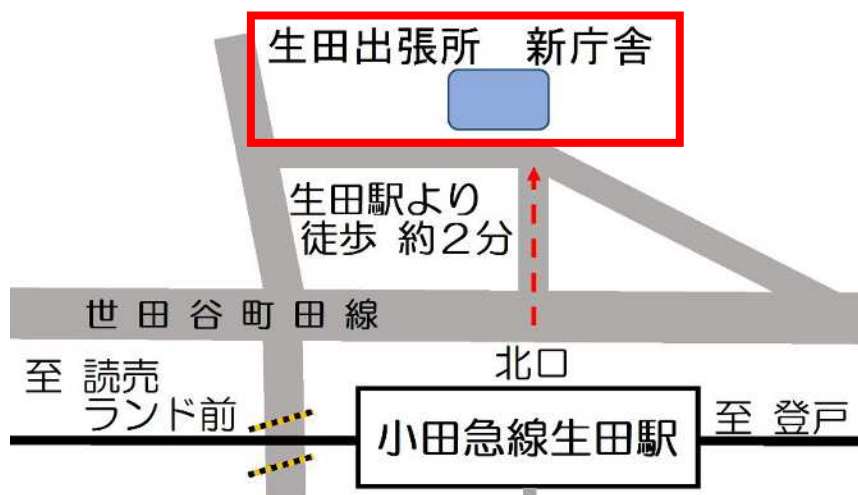
令和5年8月4日

川崎市環境影響評価に関する条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という）を開催いたします。

開 催 日 時	令和5年8月19日（土）午前10時00分開始 （傍聴受付時間：午前9時30分～9時45分）
開 催 場 所	会場名 多摩区役所 生田出張所 2階 大会議室 所在地 川崎市多摩区生田7-16-1（別紙案内図 参照）
指定開発行為の名称及び種類	名称：（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業 種類：高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第2種行為）
意見を聴こうとする事項	緑、景観、構造物の影響（風害）、コミュニティ施設、環境配慮項目（地震時等の災害）
公 述 人 数	あらかじめ公述の申出があった3名
傍 聴 に つ い て	
1 傍聴受付について - 受付時間は、9時30分～9時45分になります。 - 傍聴定員は30名になります。なお、9時45分の時点で30名を超えた場合は抽選といたします。 - 公聴会会場への来場は公共交通機関をご利用ください。 2 傍聴人の遵守事項 - 傍聴人は発言できません。 - 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。 - ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。 - イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。 - ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。 - エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。 - オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。 - カ 会場内で食事をしないこと。 - キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。 3 終了時刻について 公聴会終了は午後2時頃になる見込みですが、当日の状況により前後します。	
会 議 録 に つ い て	環境影響評価に係る事項の公述を会議録に取りまとめ、開催の翌月中までにホームページで公開します。
ホ ー ム ペ ー ジ	（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業に係る手続状況や環境影響評価図書等をご覧いただけます。 https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000136970.html 
備考（「条例公聴会」とは）	
- 市は、申出があり、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。 - あらかじめ申出をした者から選定された公述人が、環境影響評価に係る事項に関する意見を公述します。 - 指定開発行為者（事業者）は、指定開発行為に係る環境影響評価項目に関する見解を述べます。 - 公聴会は、公述人以外の発言は認められません。 - 市は、今後、条例環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査して条例環境影響評価審査書を作成します。条例環境影響評価審査書を作成するときに、条例公聴会における意見について考慮します。	
問合せ先 川崎市環境局環境対策部環境評価課（電話 044-200-2156 ファクス 044-200-3921）	

案内図

会場：多摩区役所 生田出張所 2階 大会議室
 川崎市多摩区生田 7-16-1
 （小田急線生田駅から徒歩約2分）



2階の入口は使用
できません。



こちらの入口からお入りください。



1階入口の正面にあります
階段・エレベーターで2階に
上がっていただき、右手側に
ある会議室が公聴会の会場
となります。

